

マイナンバー情報総点検について

(デジタル戦略局デジタル戦略課)

1 概要

国の「マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検（マイナンバー情報総点検）」について、本県内では、障害者手帳情報など13の特定個人情報（県4情報、5市町9情報）が点検対象とされ、点検対象の各情報について、原則として11月末までに、マイナンバーの紐付け状況や障害者手帳情報の紐付け状況の確認を行うこととされた。

2 個別データ点検の結果

点検対象とされた特定個人情報において、県195件、熱海市1件の紐付け誤りが判明。

区分	個別データ点検対象	紐付け誤り
静岡県	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）	195件
市町（5市町）		
静岡市、浜松市	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳	なし
富士市	身体障害者手帳	なし
熱海市、吉田町	所得・個人住民税	1件

※ 当該紐付け誤りによる情報漏洩が確認された事案はない。

3 マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン

デジタル庁において再発防止対策としてマイナンバー登録に係る横断的なガイドラインを策定。

項目	内容
①申請時のマイナンバー取得	・原則、申請時に本人又は代理人からマイナンバーの提供を受ける。
②本人確認の確実な実施	・対面・オンライン、本人・代理人など申請に応じて適切に本人確認を行い、なりすましや紐付け誤りを防止する。
③基本4情報による住基ネット照会	・マイナンバーの照会を行う際は、基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）で照会し、適切に本人を特定し紐付け誤りを防止する。
④定期的なマイナンバーの確認の徹底	・更新時など本人の状況を確認する際、改めて本人からマイナンバーを取得し、紐付け状況を確認する。 ・必要に応じて、個別データ点検等を実施する。

4 本県独自の個別データ点検

国のマイナンバー情報総点検において、個別データ点検の対象外とされた県の各事務について、独自に個別データ点検を行う。

対象は以下の19事務を想定。

部局	事務
健康福祉部	15事務（難病患者支援、児童扶養手当、障害児福祉手当、生活保護等）
経済産業部	1事務（職業転換給付金）
スポーツ・文化部	1事務（私立高等学校就学支援金）
教育委員会	2事務（特別支援教育就学奨励費、学校保健安全法に基づく医療費援助）

マイナンバー情報総点検について（全体像）

1. 概要

- マイナンバー情報総点検では、マイナポータルで閲覧可能となっている全てのデータについて総点検を行った（6月マイナンバー情報総点検本部を設置）。（健康保険証、共済年金、公金受取口座の事務については、先行して点検を行ってきた）
- 紐付け方法の調査結果を踏まえ、332の自治体と労基署1署において、原則11月末までに個別データの点検を行い、紐付け誤りが判明した場合は修正するといった対応を実施し、紐付け誤りを可能な限り解消してきた。
- 全体の点検対象件数：8,208万件。

2. 総点検で判明した紐付け誤り

事務※それぞれの情報に関する事務	点検対象件数	紐付け誤り	
		件数	割合
健康保険証情報※ ₁	1,571万件	1,142件	0.007%
共済年金情報	507万件	119件	0.002%
公金受取口座情報	5,622万件	1,186件	0.002%
所得・個人住民税情報	7,789件	4件	0.051%
障害支援区分認定情報	2,325件	1件	0.043%
障害者自立支援に関する給付情報（精神通院医療）	157,763件	152件	0.096%
障害福祉サービス受給者証情報	2,895件	6件	0.207%

事務※それぞれの情報に関する事務	点検対象件数	紐付け誤り	
		件数	割合
生活保護情報	62,351件	22件	0.035%
障害者手帳情報	480万件	5,689件	0.119%
小児慢性特定疾病医療費助成の支給情報	4,625件	7件	0.151%
難病患者に対する特定医療費の支給情報	37,820件	66件	0.175%
労働者災害補償給付情報※ ₂	263件	1件	0.380%
その他（12事務）	6,089件	0件	—
合計	8,208万件	8,395件	0.010%

- ※₁ 健康保険証については、保険者による総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に登録済みデータ全体について、住民基本台帳情報との突合を11月までに実施、完了。現在、保険者等による確認を実施中。
 ※₂ 点検対象機関である鳴門署以外の労基署についても確認作業を行い、3件の紐付け誤りを確認。

3. 再発防止対策

紐付け誤りの主な原因	原因に対応した対策
<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーの提出がなく、2情報で住基ネット照会した際に複数人のマイナンバーが該当した場合の紐付け誤り 申請書にマイナンバーの記載誤り 本人と家族のマイナンバーの取り違い 	<ul style="list-style-type: none"> 各制度の申請時にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令等改正（9月） ①各制度の申請時にマイナンバーの取得を原則とすること、②提供されたマイナンバーの真正性の確認、③住基ネット照会を行う際には原則基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）で照会を行うことなどを明記した「マイナンバー登録事務に係る横断的ガイドライン」の策定（10月） 原則4情報でのマイナンバー照会以外は回答不可とするJ-LISの照会システム改修（12月）

（※）更なる再発防止対策として、以下の取組を実施。

- 本人確認の際にマイナンバーの真正性の確認を行うといった、**通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底**
- マイナンバーカードからマイナンバーをデジタルな方法で読み取る方法の普及による**マイナンバー登録事務のデジタル化**
- 紐付け誤りが判明した場合、紐付け実施機関・制度所管省庁・デジタル庁で情報共有し、直ちにデータ修正するための**デジタル庁を司令塔とする組織横断体制の構築**（7月）